

番地10丁目3番11号
 東蒲田東区蒲田7番地
 所行田東蒲田東区蒲田7番地
 発大田東区蒲田7番地
 東京電蒲田編集機
 京都蒲田編印
 株社江会

工業蒲田

事業税改正の問題点

四〇年度税制改正は、近く税制改正しようとするものである。調査会から最終答申が佐藤首相に提出されるのはこの頃、大詰めの重要課題として事業税の問題が迎えられるが、この中に、地方税制の深い問題がある。これは企業所得を課税標準として現行事業税制を所得正税とされているか、具体的な以外の付加価値を加味した外形標準にその内容をみよう。

利益がなくても課税

事業税について、その本質論か標準を定めることについては、税制調査会が、所得以外の付加価値に課税標準を調査会が一致した賛成の結果を下



スケイター

(長坂精機提供)

混乱を予想経過措置

これに対して、応益原則にもとづいた税には、固定資産税もあり、この償却に対する課税は、事業だけに負担している点で、欠損企業も、應益を負担していること、を理由に、反対する立場もあるが、一般には、前の理論、つまり事業税が応益の原則にもとづくものである以上、無収益の企業といえども課税するのが当然とする考え方が有力である。

混乱を予想経過措置

この対して、応益原則にもとづいた税には、固定資産税もあり、この償却に対する課税は、事業だけに負担している点で、欠損企業も、應益を負担していること、を理由に、反対する立場もあるが、一般には、前の理論、つまり事業税が応益の原則にもとづくものである以上、無収益の企業といえども課税するのが当然とする考え方が有力である。

青年部会加入のお奨め

- ① 総収入金額
- ② 総収入金額から固定資産、原材料、商品などの購入費および水道光熱、広告、運送費などの外部用役費を控除した額。
- ③ 利潤、給与、利子、地代、家賃の合計金額。
- ④ 給与、利子、地代および家賃

蒲田工業協同組合青年部会は、地に学び、見聞を拓けるなど、活発な事業活動を行っており、昭和四十年度においては毎月二回の定例事業を実施し、会員一同、非常に真剣な態度で勉強されています。一例をあげますと、昨年十一月に前橋市の富士機械株式会社を見学した際には、見学中における質問の活発であったことは勿論ですが、見学後の質疑応答に二時間方も要しても未だ終らず、時間の都合で残念ながら打ち切ったのですが、帰路のバスの中でもディスカッションが重ねられ、遂に夕食の終るまで、延々五時間及ぶ討議研究談、経営のコツなどを聞き、また、驚き且つ感心したような次第

この青年部会も、この二月二十日に、第一回定時総会を迎え、この際、組合員の事業場に広く呼びかけ、加入を勧奨することになりましたので、経営陣の青年層の方々に、特に次代を担われる二世の方々に、この加入をお奨めする次第です。

(目的)
 第一 尚、入会資格等、会則の中から抜萃します。

全面実施に反対意見も

こういつた経過的な措置について、税制調査会は、① 現行制度と外形標準との選択方法。② 外形標準に課税標準を移しても、当分は現行の所得と付加価値を半々程度にする。など、激激な負担が起らないよう配慮することを考えているが、い

- ①、経営各般に亘る調査、研究並びに資料の配布。
 - ②、研究会、座談会、講演・講習会の開催。
 - ③、工場見学会の開催。
 - ④、蒲田工業協同組合に対する建策。
 - ⑤、親睦を図るための行事開催。
 - ⑥、その他本部会の目的達成のための事業。
- (会員の種類、資格)
 第六条 ①、正会員
 蒲田工業協同組合員の事業場に在籍し、年令三才より四五才までのものにして、次の各号の一に該当するもの。
 イ、経営又はその後継者
 ロ、経営又はその後継者を直接補助すべきものにして、その経営上の推薦を受けたもの。
 ②、特別会員
 蒲田工業協同組合員の事業場に在籍し、正会員の年令以外のものにして、本部会に入会を希望し、正会員のイ又はロの項の資格を有するもの。

るべきところから問題も大きい「加算法による付加価値」を採用することが望ましいとの結論を出している。

つきに、この付加価値を事業税にどの程度まで加算するか、企業記帳能力も問題になって、所得金額のほかに外形標準について計算しなければならぬから、業の伸展に寄与すると共に、併せて會員相互間の連絡並びに親睦を図ることを目的とする。

(事業)
 第四条 本部会はその目的達成のため、次の事業を行う。
 ①、経営各般に亘る調査、研究並びに資料の配布。
 ②、研究会、座談会、講演・講習会の開催。
 ③、工場見学会の開催。
 ④、蒲田工業協同組合に対する建策。
 ⑤、親睦を図るための行事開催。
 ⑥、その他本部会の目的達成のための事業。

(会員の種類、資格)
 第六条 ①、正会員
 蒲田工業協同組合員の事業場に在籍し、年令三才より四五才までのものにして、次の各号の一に該当するもの。
 イ、経営又はその後継者
 ロ、経営又はその後継者を直接補助すべきものにして、その経営上の推薦を受けたもの。
 ②、特別会員
 蒲田工業協同組合員の事業場に在籍し、正会員の年令以外のものにして、本部会に入会を希望し、正会員のイ又はロの項の資格を有するもの。

尚、不明の点がございましたら、組合事務所にお問合せ下さい。電話(七三三)七八一—三

相続税・贈与税について

既報の如く去る、二月五日に本組合並びに同青年部会共催で開催した「相続税・贈与税等研究会」における講師小笠原直氏(公認会計士・税理士・経営コンサルタント)のお話を纏めたものです。

皆様方が税務署に行かれていろいろ意味から、相続の形や税金の算出の質問されるにしても、基本的な方法、不動産や動産の評価方法(な)を存じの上で、相談されるについて先述べてみたいと思いたはうがよいのではないかと、いいます。

相続の基本型

遺言のないとき

遺言がない(法定相続)の場合その遺族の相続は第一表の通りになります。

例へば、妻、子、親、兄弟姉妹が三分の二で、親や兄弟姉妹には相続分がありません。また、妻は既になく、子、親、兄弟姉妹がいるときは、子が全部を相続し、親や兄弟姉妹には相続分がありません。

口、子、親、兄弟姉妹が数人いるときは、第二表の相続分を均等に分けることとなります。但し父母の一方だけ同じ兄弟姉妹は父母の両方を同じにする兄弟姉妹の半分にします。

ハ、代襲相続は認められず(死者の子または兄弟姉妹が数人いるときは、誰かが相続開始の前に死んだり、相続資格を失った場合に、その者に子があればその子が、死んだ場合は相続の資格を失った親に代つて相続することになります。この親に代つて相続するものが数人いるときは親がもつべき財産額を均等に分配します。

第1表 遺言のないとき(法定相続)

遺族	○印	いる	相続人と相続割合
妻	○	印	ない
子	○	○	全部
親	○	○	全部
兄弟	○	○	全部
姉妹	○	○	全部
妻	○	○	全部
子	○	○	全部
親	○	○	全部
兄弟	○	○	全部
姉妹	○	○	全部
妻	○	○	全部
子	○	○	全部
親	○	○	全部
兄弟	○	○	全部
姉妹	○	○	全部
妻	○	○	全部
子	○	○	全部
親	○	○	全部
兄弟	○	○	全部
姉妹	○	○	全部

イ、子が既になく孫がいるときは子の相続分を孫が、孫もいないときは曾孫の順で相続することになります。

相続税の計算例

課税される

総財産額の計算

課税される財産総額は、
 不動産(土地+建物) 1,000万円
 現金 500万円
 債権 1,000万円
 負債(借金) 500万円
 総額 2,000万円

遺産総額の計算

遺産総額は、遺産にかかると認められる遺産総額は、遺産にかかると認められる遺産総額からこの基礎控除をひいたもの。

遺産にかかると認められる遺産総額は、
 2,000万円(総財産額) - 400万円(基礎控除) = 1,600万円

妻は、
 1,600万円 × 0.45 = 720万円

子(三人)は、
 (1,600万円 - 720万円) ÷ 3 = 293.33万円

親(二人)は、
 (1,600万円 - 720万円) ÷ 2 = 440万円

兄弟(二人)は、
 (1,600万円 - 720万円) ÷ 2 = 440万円

姉妹(二人)は、
 (1,600万円 - 720万円) ÷ 2 = 440万円

妻は、
 720万円

子(三人)は、
 293.33万円 × 3 = 880万円

親(二人)は、
 440万円 × 2 = 880万円

兄弟(二人)は、
 440万円 × 2 = 880万円

姉妹(二人)は、
 440万円 × 2 = 880万円

妻は、
 720万円

子(三人)は、
 293.33万円 × 3 = 880万円

親(二人)は、
 440万円 × 2 = 880万円

兄弟(二人)は、
 440万円 × 2 = 880万円

相続税の総額計算

妻は、
 720万円 × 0.15 = 108万円

子(三人)は、
 (293.33万円 × 3) × 0.3 = 264万円

親(二人)は、
 (440万円 × 2) × 0.1 = 88万円

兄弟(二人)は、
 (440万円 × 2) × 0.1 = 88万円

姉妹(二人)は、
 (440万円 × 2) × 0.1 = 88万円

妻は、
 720万円 × 0.15 = 108万円

子(三人)は、
 (293.33万円 × 3) × 0.3 = 264万円

親(二人)は、
 (440万円 × 2) × 0.1 = 88万円

兄弟(二人)は、
 (440万円 × 2) × 0.1 = 88万円

姉妹(二人)は、
 (440万円 × 2) × 0.1 = 88万円

妻は、
 720万円 × 0.15 = 108万円

子(三人)は、
 (293.33万円 × 3) × 0.3 = 264万円

親(二人)は、
 (440万円 × 2) × 0.1 = 88万円

兄弟(二人)は、
 (440万円 × 2) × 0.1 = 88万円

姉妹(二人)は、
 (440万円 × 2) × 0.1 = 88万円

妻は、
 720万円 × 0.15 = 108万円

子(三人)は、
 (293.33万円 × 3) × 0.3 = 264万円

親(二人)は、
 (440万円 × 2) × 0.1 = 88万円

兄弟(二人)は、
 (440万円 × 2) × 0.1 = 88万円

姉妹(二人)は、
 (440万円 × 2) × 0.1 = 88万円

第3表 贈与税・相続税の比較一覧表

控除後の課税価額	贈与税 税率	贈与税 控除額	相続税 税率	相続税 控除額
30万円以下	15%	15	10%	15
30~70	20	15	15	15
70~100	25	40	20	50
100~150	30	75	25	125
150~200	35	125	30	200
200~300	40	200	35	275
300~500	45	300	40	375
500~700	50	450	45	525
700~1,000	55	700	50	875
1,000~2,000	60	1,050	55	1,375
2,000~3,000	65	1,550	60	2,375
3,000~5,000	70	3,050	65	3,875
5,000~7,000			70	6,375
7,000~1億円				9,875
1億円超				14,875

漏電火災から皆さまをまもる……

ビル・工場・倉庫・ホテル・料亭・劇場・学校
そして一般家庭に

電気火災警報器

株式会社 明電舎

明電舎代理店

東交通商株式会社

京浜地区サービスセンター

東京都大田区入新井3~52 電話(761)1323



LA形
定価 ¥29,000

最新式の万能消火器

強化液消火器

ロードスター

能力単位 A3.B3.C

三津浜興業株式会社

東京都品川区五反田3~27
TEL(491)7006.0456
工場 東京都大田区東蒲田2-17
TEL(732)3641~2

(前頁より) 各人の

相続税額計算

ところが、実際問題として、財産のうちには、土地、建物、株式、預貯金等、いろいろあつて、丁度一五、〇〇〇千円が、一〇、〇〇〇千円としように行きません。

〇〇千円、長女が五、〇〇〇千円、次男が一〇、〇〇〇千円としように分けたら、

実際に相続人が取得した課税財産一基礎控除額=基礎控除後の各名ごとの割合

を計算します。(1)の場合の基礎控除額は法定相続人は七〇〇千円、その他は四〇〇千円としようとする。即ち、

妻 18,500千円-700千円 = 17,800千円(38%)
長男 16,000千円-700千円 = 15,300千円(33%)
長女 5,000千円-700千円 = 4,300千円(9%)
次男 10,000千円-700千円 = 9,300千円(20%)

計 49,500千円-2,800千円 = 46,700千円(100%)
となつて、この割合を先に計算しました相続税総額一四、七五〇千円に掛けますと、各人の相続税額が出てきます。即ち、

妻 14,750×0.38 = 5,605千円
長男 14,750×0.33 = 4,867,500円
長女 14,750×0.09 = 1,327,500円
次男 14,750×0.20 = 2,950千円

計 14,750千円

更に控除される金額の計算

ところが、妻の場合、子が未成年者の場合、更に税額の控除があります。次に、更に控除されるものを記しますと、

イ、贈与税控除
生前三年以内に、被相続人からの贈与財産に対して納めた贈与税額

ロ、配偶者控除
次の(1)、(2)、(3)のうち、最も低い金額が妻の控除額となり

① 各人の相続税額で計算した税額(例では五、六〇五千円)から贈与税控除をひいた残りの二分の一の額。

② 相続税の総額計算で計算した妻の相続分に対する税額(例では五、三七五千円)の二分の一。

③ 課税される総財産価格が三千万円を超えるときは、(30,000千円-基礎控除4,500千円)×1/2の税額

ハ、未成年者控除
1万円×(20才に達するまでの年数)

が控除されます。例えば、二〇才に達するまで二年(現在満十八才)の者は二万円が控除されます。但し、満年齢一年未満は切捨。

税額計算のポイント
要するに、相続税の総額は法定相続分に従って計算する(1)と(2)のポイントが、これによって税金の総額を出しておいて、それから、実際に相続した財産額に応じて各人の比率を出し、この比率を税金総額にかけてそれぞれの負担すべき税額を計算し、それから、

更に控除される金額をひいたものが各人の実際に納めるべき税額であり、その和が実際に納めるべき税金の総額となります。

税額加算のケース

法定相続人以外の方、例えば兄弟姉妹、あるいは第三者に遺贈された場合は、右の例によつて計算した税額の二割増しということになっております。

付記

例えば、ご主人がなくなつてから十年以内の相続開始の場合、更に十年以内の相続開始の場合、更に十年以内の場合には、相続税という規定があつて、一年について一割の相続税加算がございまして、また異つた税金計算がなされますので付記しておきます。



(研究会)

相続財産の評価

土地

イ、賃貸価格に、それぞれの土地について毎年定められる評価倍率をかけて評価します。(1)の評価倍率は税務調査資産税係にお

問合せ下さい)

ロ、評価倍率のうち、次のものは全国一律に適用されます。但し市街地に近い田畑はその八割以内の倍率を割増しすることになります。

田

五、三〇〇倍

畑

七、四〇〇倍

山林

原野

一五、〇〇〇倍

牧場

八、宅地については路線価の設けられていないものは、路線価をもととして評価します。(税務署の資産税係に備付けの路線価をもとになります)。(この路線価方式は昭和三十九年四月二十五日の国税庁通達によるもので、市街地の形を形成する地域にある宅地は、この路線価方式によることになり、三年に一度更改されます。)

借地権

借地権の割合は決められていて、東京部、武蔵野市、三鷹市、横浜市のようなところだと

七、四〇〇倍

七、四〇〇倍

七、四〇〇倍

七、四〇〇倍

七、四〇〇倍

七、四〇〇倍

七、四〇〇倍

七、四〇〇倍

七、四〇〇倍

七、四〇〇倍

七、四〇〇倍

七、四〇〇倍

七、四〇〇倍

七、四〇〇倍

七、四〇〇倍

七、四〇〇倍

七、四〇〇倍

七、四〇〇倍

七、四〇〇倍

七、四〇〇倍

七、四〇〇倍

七、四〇〇倍

七、四〇〇倍

七、四〇〇倍

七、四〇〇倍

借地権

借地権の割合は決められていて、東京部、武蔵野市、三鷹市、横浜市のようなところだと

七、四〇〇倍

七、四〇〇倍

七、四〇〇倍

七、四〇〇倍

七、四〇〇倍

七、四〇〇倍

七、四〇〇倍

七、四〇〇倍

七、四〇〇倍

七、四〇〇倍

七、四〇〇倍

七、四〇〇倍

七、四〇〇倍

七、四〇〇倍

七、四〇〇倍

七、四〇〇倍

七、四〇〇倍

七、四〇〇倍

七、四〇〇倍

七、四〇〇倍

七、四〇〇倍

七、四〇〇倍

七、四〇〇倍

七、四〇〇倍

七、四〇〇倍

七、四〇〇倍

七、四〇〇倍

七、四〇〇倍

七、四〇〇倍

七、四〇〇倍

七、四〇〇倍

七、四〇〇倍

七、四〇〇倍

七、四〇〇倍

家屋

イ、賃貸価格に、その家屋のある地域に適用される評価倍率をかけて計算する方法

ロ、固定資産税の評価額(固定資産税の徴収令書に記載されている課税標準)

の二つの方法がありますが、実際にはロの方法が大体の標準となつております。

したがつて、ご存知のように税率は一・四％ですので、逆算して税金を〇・一〇一四で割つたものが固定資産税台帳に記載されている金額になります。

機械器具運搬器具等

イ、相続時の調達価額

(中古品としての評価額)

ロ、相続時の新品の取得価額から見積経過年数に相当する減価償却費をひいた額

(イの方法で見積りがむづかしい場合)

商品・製品

相続時に販売する価額から、適正利潤と予定経費をひいた額。

原材料・仕掛品

相続時の仕入価額に、引取、加工等の経費を加えた額。

有価証券

イ、公社債

ロ、株式

1、上場株式

相続の日の証券取引所の最終価額か、または、相続の日の属する月の毎日の最終価額の平均価額か、いずれか低い金額。

2、非上場株式

取引相場のない株式で、同族株主(三〇％以上所有)が所有されている株式の評価は第四表に掲げる評価上の区分によつて、それぞれ算出方法が異なる

(次頁へ)

ダイヤル廻して
多角式各職場へ迅速連絡
電研の構内電話機

低廉な奉仕値段にて提供、局線接続簡易交換機、各種電話機製作、設置施工引受

型録郵送乞御一報
株式会社 電研興業社

東京都杉並区泉町77
電話 (322) 7451 (代) - 3

大 協 石 油
機 軽 灯 ガソリン 重
械 油 油 油 油
油 油 油 油
特 約 店
株式会社 川 上 商 会

大田区安方町290
電話 (732) 3278 (代表)

第4表 取引相場のない株式の評価上の区分

Table with 4 columns: 直前期末以前1年間の取引金額, 直前期末以前1年間の取引金額, 直前期末以前1年間の取引金額, 直前期末以前1年間の取引金額

Table with 2 columns: 区分の内容, 区分の内容

大会社は... 類似業種比準価額... 評価... 中会社は...

第5表 L の 割 合

Table with 2 main sections: 総資産基準(直前期末), 直前期末以前1年間の取引金額

小会社は... 課税時期における一株当りの純資産価額(相続税評価額)によって計算した金額)によって評価することになっております。

その他の財産... 家具、什器... 中古品(古物)の調運価額... 生命保険金、退職金... 「課税される総財産額の計算」の(イ)で述べた通りの控除があります。

申告手続

相続税

相続税のあった日の翌日から六ヶ月以内に、被相続人の死亡の時に所有する住所の所轄税務署長に對して申告します。

贈与税の基礎控除の利用

贈与税については申すまでもなく、初年度四〇〇千円まで、次年度二〇〇千円まで、第三年度二〇〇千円までが非課税です。

発行、五〇〇円 「財産相続と贈与の法律知識」 自由国民私発行 三三〇円 「不動産と税」 公認会計士増田日男著、全日本不動産協会発行、第一分冊、第二分冊、四三〇円

代表者 重村剛氏(死) 変更 大東機械株式会社 代表者 重村剛氏(死) 変更 大東機械株式会社

組合員たより 代表者 重村剛氏(死) 変更 大東機械株式会社 代表者 重村剛氏(死) 変更 大東機械株式会社

社名変更 清水建鉄株式会社(天田区東六郷三ノ三、代表者清水義雄氏)では、左の通り社名を変更されましたのでお知らせします。

塗料一般・塗装機器・接着剤 タナベラッカー 岩田の エアコンプレッサー スプレーガン

フクロウプロパンと重油 アジア石油特約店 株式会社 朝日商会 横浜市鶴見区市場町1681

内外国 特許と商標の出願 懇切取扱 成島特許 新橋駅西ロステージ裏 山田ビル内 電話 (502) 0638, 0639

業務報告

十二月商業手形割引取扱高

(前頁より)
 加藤千代美刀自 加藤電線株式
 会社(大田区南蒲田一ノ八ノ一
 四)社長加藤隆明氏(母堂千代美
 刀自は、永らく療養中)と云
 葉石効なく、旧ろう十二月二十四
 日逝去されましたので、ここに
 謹んでお知らせ申上げますと共に
 ご冥福を衷心よりお祈り申しま
 す。

年末運転資金融資額	三三、三三三、三三〇円	自の年末手形について	の交換
一月商業手形割引取扱高	一九、四〇〇、〇〇〇円	十二月二日 座談会(青年部会)	を行った。
十二月共同購入業務取扱高	二二、六七八、一〇〇円	青年部会創立二年を経過したの	で、過去を省み、将来の事業につ
一月共同購入業務取扱高	一、二六一、九四七円	いて語り合ったのち、財産相続税	を中心の研究した。
十二月二日 年末手形情報交換会	一、三五三、七〇二円	十二月二日 青年部会忘年会	
(青年部会)		十二月三日 職員年末手当支給	
東京部会労政事務所新井係長		十二月十五日 年末運転資金融資	
の管内年末手当要求、回答、妥結	一月五日 仕事始め	十二月二十五日 幹部会	
状況につき説明があったのち、各	一月六日 経済活動実務講習会	組合事業について討議検討。	
		十二月二日 職員年末手当支給	
		十二月十五日 年末運転資金融資	
		十二月二十五日 幹部会	
		組合事業について討議検討。	
		一月五日 仕事始め	
		一月六日 経済活動実務講習会	

安全対策

昨年十二月十五日号の「工業蒲田」の石田労働の話の中に、産業災害及び疾病による休業率が予想外に多く、その経済損失は賃金のみでも一兆円強になると計算されておられますから、生産高から考えると、国の予算を越すくらいにさえなると思われ

私の知人S氏に、「あなたの工場に死亡事故を起すようなことがありませんか」と尋ねたところ、「いや、絶対にそのようなことはない」と、自信をもって答えられた。われわれのようにな下請機械加工業では、経営者も作業員も、取扱っている機械設備、製品等から考えてみて、自殺以外は夢にも、工場内で人が死ぬと考えることは一度もなかった。



つ筆啓上

佐藤 精 一

最近、経費節約の折柄、鉄骨の衝撃になるとのことです。にしかスレートの構造の屋根が多し、屋根に上る人は充分注意するに、落ちることを覚悟の上で修理するか、或いは建築法でしかスレートを禁止するからである。私は今後ははかすレートにしないつもりだ、この事故は不運であったが、人災とされるかも知れない。皆さん方の工場でも、野球の

ボールを屋根に取りに行くこと、コンクリートに頭部を強打もあるでしょうし、また、天井し、死んでいるとのことである。或いは機械の上が高くなる。登ることもあてず。もし落下したなら、また、一度その地震にでもなったら、実に危いことです。

しかし、落下しても、ヘルメットを着用していたら、恐らく助かったかも知れない。その例が多いのです。十分の一ぐらいれば、事なきを得たのである。

その後、手の怪我があったので、朝令のとき、「頭、手やられたから、次に足の怪我があるかも知れないから、重量物の運搬、治工具等の取外し等には充分注意して落さないよう対策を立てて作業をするように」との訓示を与えた。ところが、運悪く、予感が当たってしまった。実に難かしいことである。

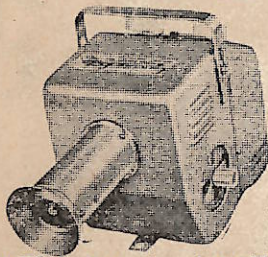
「この行動は安全か」ということの確認が、最も作業態勢を良くすることであることを忘れていたことである。

この原則は、工場内の作業のみではなく、交通問題、経営問題にも応用できるであろう。

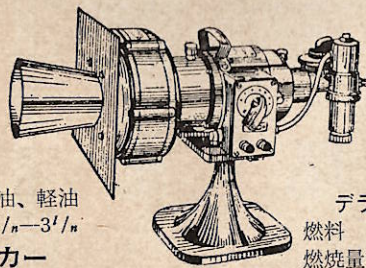
新内閣は、災害防止に力を入れていこうであるが、実行可能な、効果のある安全管理の施策、方針を打出されることを切に願って止まない。

あなたの企業の熱源に

CEBオイルバーナ



レディ
 燃料、灯油、軽油
 燃焼量 1 $\frac{1}{2}$ —3 $\frac{1}{2}$ l/h



デラックス
 燃料 A重油
 燃焼量 4 $\frac{1}{2}$ —24 $\frac{1}{2}$ l/h

小型オイルバーナの専門メーカー



株式会社コロナ電業社

東京都大田区仲蒲田4-11 (738) 0136 (代表)

観光バス・温泉旅館案内

御一報参上

羽田国際観光株式会社

大田区糀谷町4~9
 3 8 4 8
 電話(741) 2 3 6 4 番
 4 3 8 9

旅館、バスのお申込みはお早めにお願ひ致します

石炭 コークス 卸小売
ウエス 布手袋

有限会社 降旗商店

東京都大田区西六郷1丁目38番地

電話 蒲田 (731) 5733番

旅行の御相談は 八洲観光株式会社

城南営業所

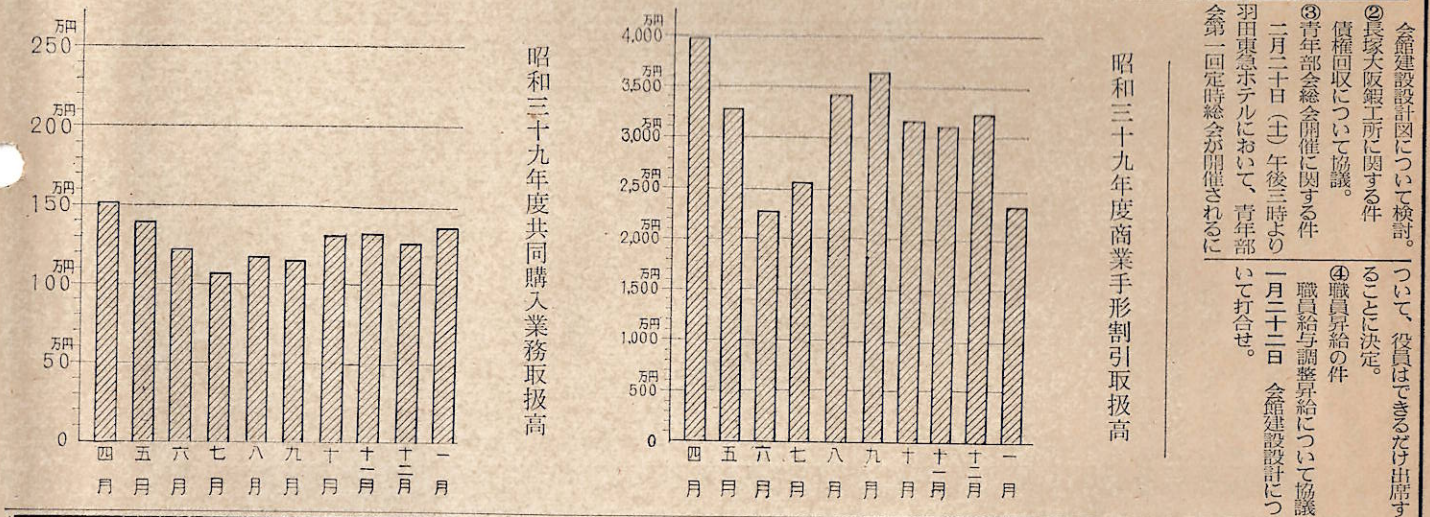
TEL (734) 1515
なごしで いこいこ

大田区仲蒲田4の4 (蒲田警察署横隣)

- 全国温泉観光地旅館の予約
- 観光バス全国貸切扱い
- 国鉄私鉄の団体割引乗車券
- 周遊割引券と航空船舶券

(前頁より)
員で三五〇万円を増資することに決定。
④青年部会と共催研究会開催について、
相統税に關し、青年部会と共催で研究会を開催することに決定。開催日時、場所等については青年部会と協議の上実施することに決定。
⑤中央会主催冬期講習会参加について。
役員はできるだけ多数参加することに決定。
⑥職員定期昇給について
常任理事会に一任することに決定。
一月九日 組合員新年名刺交換会 恒例の組合員名刺交換会を午後五時より美よしで開催。
一月十三日 青年部会監査
①昭和三十九年度事業報告承認の件
報告通り承認可決。
②昭和三十九年度収支決算報告承認の件
報告通り承認可決。
③昭和三十九年度剰余金処分案承認の件
原案通り承認可決。
④昭和四〇年度事業計画案承認の件
原案通り承認可決。
⑤昭和四〇年度収支予算案承認の件
原案通り承認可決。
⑥第一回定時総会日時、場所決定の件
左の如く決定。
日時 二月二十日(土)午後三時
場所 羽田東急ホテル
⑦総会記念講演会開催に関する件
左の如く決定。

講演時間 約二時間
講師 山森氏(シツ)電機 又は市村市 理研) 又は押切氏(押切機械)。
⑧米倉に関する件
工場見学でお世話になった人を米倉として呼ぶことに決定。
⑨総会懇親会を開催することに決定。全費は一、五〇〇円とする。⑩二月事業に関する件
総会記念講演会と相統税贈与税研究会を開催することとし、相統税贈与税研究会は二月六日を予定場所は美よし、全費一、〇〇〇円とする。⑪組織拡大に関する件
未加入組合員に加入勧奨を行うことに決定。
一月十三日 役員懇談会
年間事業について懇談。
一月十六日 機関紙編輯委員会
①二月号編輯方針について
②三月号編輯方針について
一月二十日 東京部上業務奨励短期技術相談所開設について打合せ
一月二十二日 常任理事会
①倉庫建設に関する件



フランス料理

ゲリル双葉

東京都大田区本蒲田3~16
電話 蒲田 (731) 2 4 5 1

新年会に
お祝いに
御法要に
せひ鳥七の
幕の内弁当折詰の御利用を

鳥 七

営 業 所 宅
目 所 宅
(731)
(738)
(738)

2063
79901
79908
920

割烹 美し

仲蒲田二二〇(京浜線踏切前)
電話蒲田 (731) 三三四〇
七三七四

作業服・職場服

職場に合った作業服を選んで下さい
(751) 2 8 4 9
御一報次第豊富な見本持参々上

倉レビニロン作業服 蒲田工業協同組合指定
東洋紡績株式会社 特約店 **新井産業有限会社**
倉敷紡績株式会社

埼 玉 (0855) 2 6 8 6

東京都公認
各種ウエス製造

＝蒲田工業協同組合指定品＝
多少に不拘御用命下さい

渡 貢 商 店

東京都渋谷区本町2の26
電 話 (376) 6 5 5 1